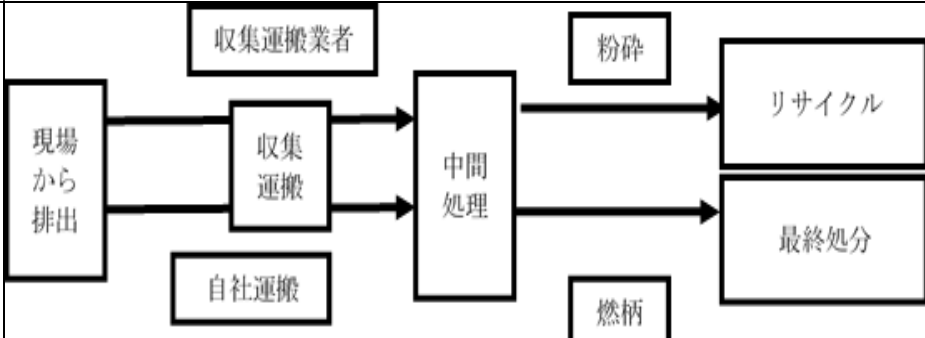


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和元年 6月27日</p> <p>和歌山県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者</p> <p style="text-align: right;">住所 和歌山市美園町5丁目61番</p> <p style="text-align: right;">氏名 大鉄工業株式会社 和歌山支店 支店長 尾原 哲生</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 073-432-6436</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	大鉄工業株式会社 和歌山支店
事業場の所在地	和歌山市美園町5丁目61番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	6. 総合工事業
②事業の規模	元請け完成工事高 26億
③従業員数	66名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre> graph LR     A[現場から排出] --&gt; B[収集運搬]     B --&gt; C[中間処理]     C --&gt; D[リサイクル]     C --&gt; E[最終処分]     B --- B1[収集運搬業者]     B --- B2[自社運搬]     C --- C1[粉砕]     C --- C2[燃焼]     </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の発生抑制に向け、施主と施工方法について検討を行ったが、目標値よりも削減できた廃棄物や増加した廃棄物もあり、工事量の増減により、十分な結果に至らなかった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の分別による混合廃棄物の削減。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物の発生量の抑制に努め、安定型廃棄物と管理型廃棄物に分別してきた。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの実施内容の継続。 小さくても容器で分別を行う。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) コンクリートがら等について、再生と出来なかった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 施主と調整し、再生に取り組む。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自らの中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自らの中間処理は行わない。		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自らの埋立処分は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自らの埋立処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物適正チェックリストを作成し、チェックリストによる確認を実施。</li> <li>・環境パトロールの実施</li> </ul>		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・環境パトロール等、継続した取組み。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



令和元年度

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

令和元年6月27日

大鉄工業株式会社  
和歌山支店



## 1. 会社概要

### (1) 会社名

大鉄工業株式会社

系列：JR西日本グループ

### (2) 所在地

本社：〒532-8532

大阪市淀川区西中島3丁目9番15号

### (3) 事業内容

- ・建設工事及び軌道工事の請負並びに測量、設計及び監督の請負
- ・砕石の採取及び販売
- ・各種工事材料の供給及び運搬
- ・工事用機械・器具の賃貸借
- ・不動産の売買、賃貸及び仲介並びに管理

### (4) 資本金

1,232,000,000円

### (5) 従業員数

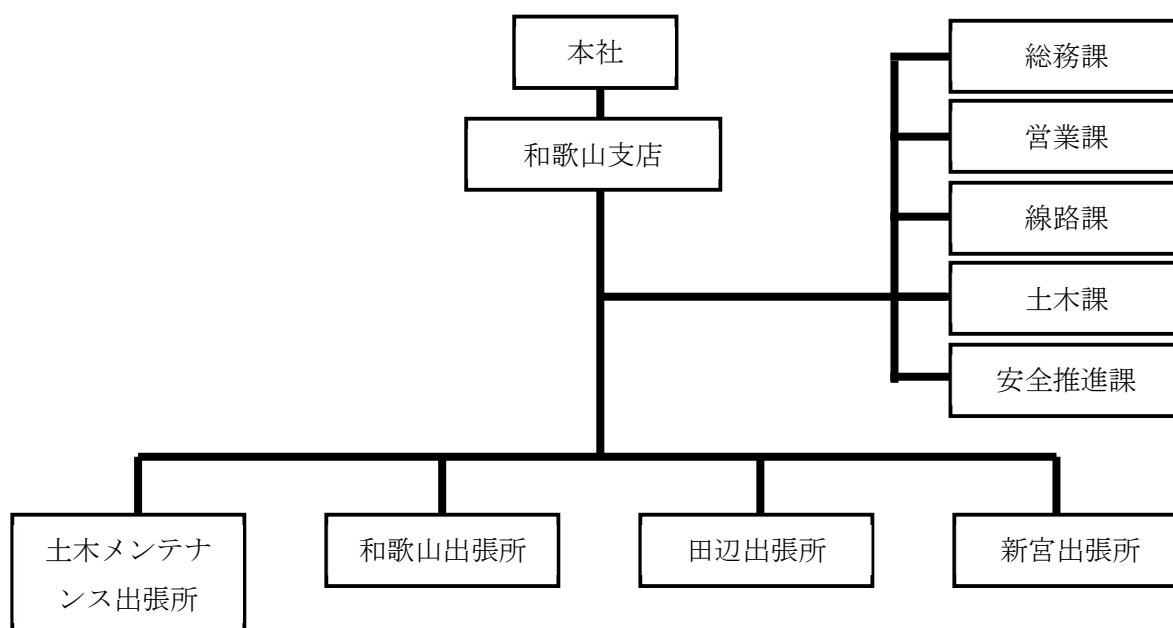
1,274人（令和元年3月31日）

### (6) 完工高

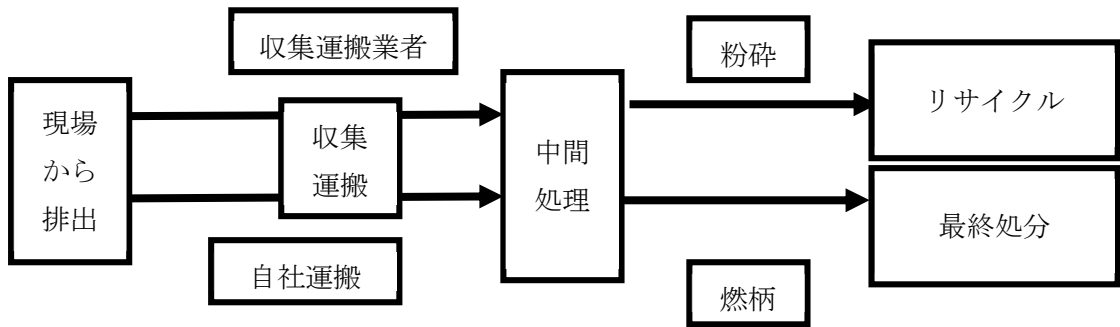
1,000億

## 2. 当該事業場における事業概要

### (1) 和歌山支店組織図



(2) 産業廃棄物発生フロー



(3) 従業員数

66名

(4) 連絡先

和歌山市美園町5丁目61番地

大鉄工業株式会社 和歌山支店

担当者：平 知也

電話：073-432-6436

3. 計画期間

平成31年4月1日～令和2年3月1日

4. 産業廃棄物の排出の抑制

コンクリートがら・アスファルトがらについては、自社内再資源化をはかり、舗装の路盤材や裏ごめ土等の資材として再利用を推進し、排出抑制に努める。

5. 産業廃棄物の分別

混合コンテナの設置を減らし、安定型廃棄物と管理型廃棄物に分別するよう徹底。

6. 産業廃棄物の再生利用

現場での分別により、再生利用が可能な状態として処理業者に委託する。

7. 産業廃棄物の処理に関する事項

委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、処理を委託する業者の処分方法・処分能力が適当か現地を確認。

環境パトロールを実施する。

